

桃山学院大学ハラスメント防止と解決に関する規程

2014(平成 26)年 7 月 9 日 大学評議会承認

2014(平成 26)年 7 月 22 日 常務理事会承認

最近改訂 2015(平成 27)年 7 月 28 日

第 1 章 防止委員会

(設置)

第 1 条 「桃山学院ハラスメント防止に関する規則」に基づき、桃山学院大学および法人事務局(以下「本学」という。)において、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題に適切に対応することを目的として、桃山学院大学ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

(防止委員会の職務)

第 2 条 防止委員会は、次に掲げる職務を行う。

1. 本学におけるハラスメントの防止、啓発、研修、相談および救済に関する基本的政策の立案に関すること。
2. ハラスメントの問題解決および処分・措置等の提言に関すること。
3. ハラスメント調停員に関すること。
4. ハラスメント調査委員会に関すること。
5. 外部専門機関への委託調査に関すること。
6. 指針(ハラスメント防止のためのガイドライン)に関すること。
7. その他ハラスメントの防止に関すること。

(防止委員会の構成)

第 3 条 防止委員会は、次の者をもって構成する。

1. 学長が指名した副学長 1 名
 2. 理事長が指名した常務理事 1 名
 3. 学生生活委員長
 4. 総務部長
 5. 専任教員から選出された者 3 名
 6. 専任事務職員から選出された者 2 名
 7. 総務課人事担当課長
- 2 前項第 5 号の委員は学長の推薦により、前項第 6 号の委員は事務局長の推薦により、理事長が任命する。
- 3 第 1 項第 5 号および第 6 号に規定する委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 4 第 1 項第 5 号および第 6 号に規定する委員に欠員が生じた場合は補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

5 防止委員会は、両性をもって構成する。

6 第1項に規定する委員が、被害を申し出た者またはハラスメントを行ったとされる者(以下「相手方」という。)である場合は、当該事案に関わる防止委員会の委員となることはできない。委員の過半数がこれに該当した場合は、理事長は代わりとなる委員を任命しなければならない。

(防止委員会委員長等)

第4条 防止委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員がこれにあたる。

2 防止委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(防止委員会の運営)

第5条 委員長は防止委員会を招集し、その議長となる。

2 防止委員会は、委員の過半数の出席で成立し、議事は出席委員の過半数で決する。

3 委員長は、必要がある場合には、委員会の承認を得たうえで、委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第6条 防止委員会の定める基本方針に基づき、委員長を補佐し、ハラスメント防止に関する諸活動について専門的に検討を行うため、防止委員会のもとに専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営に関して必要な事項は、防止委員会の議を経て別に定める。

第2章 相談員および相談員連絡会

(相談員)

第7条 ハラスメントに関する相談に対応するため、ハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を置く。

(相談員の職務)

第8条 相談員は、ハラスメントに関する相談を申し出た者(以下「相談者」という。)およびハラスメント被害を受けたと申し出た者(以下「被害を申し出た者」という。)より相談を受けた場合、必要な助言等を与え解決策を見出すよう努める。

2 相談員は、可能な限り他の相談員と共同で相談に対応する。

3 相談員は、必要に応じて被害を申し出た者にカウンセリング機関等を紹介する。

4 相談員は、被害を申し出た者が第14条に規定する緊急対応を要請した場合は、直ちに防止委員長に報告する。

5 相談員は、被害を申し出た者が調停または調査を要請した場合は、防止委員会に、相談内容および要請内容を報告する。

6 相談員は、相談者および被害を申し出た者のプライバシーに十分に配慮して相談業務の記録を作成し、適切に管理しなければならない。

7 相談員である教職員は、カウンセリング能力および判断力を養うため、研修等に参加するものとする。

(相談員の選任)

第9条 相談員は、次の者をもって構成する。ただし、相談員には、防止委員会委員を兼任させてはならない。

1. 各学部から選出された専任教員 各1名
 2. 専任事務職員から選出された者 3名
 3. 専門家(カウンセラー等) 1名
- 2 前項第1号の相談員は学長の推薦により、前項第2号の相談員は事務局長の推薦により、理事長が任命する。前項第3号の相談員は、理事長が任命する。
- 3 第1項第1号および第2号に規定する相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。第1項第3号に規定する相談員の任期については、別に定める。
- 4 相談員に欠員が生じたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 相談員は、両性をもって構成する。

(相談の受付)

第10条 相談は、面談のほか、手紙、電話、電子メールのいずれでも受け付ける。

- 2 相談は、直接、窓口を訪れる相談者だけでなく、匿名による相談や第三者の相談も受け付ける。
- 3 相談員は、氏名、所属、連絡用電話番号、電子メールアドレス等を公示する。
- 4 相談員以外の教職員が相談を受けた場合、その教職員は、相談者および被害を申し出た者のプライバシーに十分配慮するとともに、その者の意向を尊重したうえで、相談員に紹介するものとする。

(相談員の遵守事項)

第11条 相談員は、職務を遂行するにあたり、次の事項を遵守しなければならない。

1. 相談者および被害を申し出た者の主体的な選択、判断を尊重し、その者とともに関与を見出すよう努力すること。
2. 相談者および被害を申し出た者を責めたり、解決策への誘導や押しつけを行わないこと。
3. 相談者および被害を申し出た者に対して、ハラスメントに当たるような言動を行わないこと。

(相談員の交替)

第12条 相談員に前条各号のいずれかに違反する行為があった場合、相談者および被害を申し出た者は、防止委員会に相談員の交替を申し出ることができる。

- 2 防止委員会が申出を妥当と認めた場合、防止委員会は、理事長に相談員の交替を要請しなければならない。

(相談員連絡会および主任相談員)

第 13 条 相談員が相談に対応し解決策を見出すために必要な意見交換を行うとともに、相談員間の連携を図るため、ハラスメント相談員連絡会(以下「相談員連絡会」という。)を置く。

2 主任相談員を、第 9 条第 1 項第 1 号および第 2 号に規定する相談員のうちから相談員の互選により選出する。

3 主任相談員は、必要に応じて相談員連絡会を招集し、その議長となる。

4 相談員は、意見交換が必要な事案が発生した場合、主任相談員に相談員連絡会の開催を要請することができる。

5 相談員は、相談者および被害を申し出た者のプライバシーに配慮しつつ、相談内容を相談員連絡会に報告する。

6 相談員連絡会で意見交換を行った結果、被害を申し出た者の要請がなくとも緊急対応または調査の必要があると判断した場合は、主任相談員から防止委員長に相談内容を報告するとともに、相談員より被害を申し出た者にその旨を伝える。

7 主任相談員は、相談員が作成した相談記録を年度ごとにとりまとめ、防止委員長に報告しなければならない。

第 3 章 緊急対応および調停

(緊急対応)

第 14 条 緊急対応(注意・警告等)について、第 8 条第 4 項または第 13 条第 6 項による報告を受けた防止委員長は、直ちに被害を申し出た者および相手方の所属する以下各号による機関の長にその旨を報告するとともに、関係所管の協力を得て必要な事実確認を行う。

1. 学生の場合は学長および所属学部長
2. 大学教員の場合は学長および所属学部長
3. 事務職員の場合は事務局長

2 防止委員長は、事実確認を踏まえて前項の機関の長と協議を行い緊急対応が必要と判断した場合は、機関の長に注意・警告または就学、就業等が正常に行われるために必要な措置を講じることを求める。

3 防止委員長は、緊急対応について防止委員会および相談員に報告しなければならない。

4 相談員は、被害を申し出た者に緊急対応の経過および結果を伝えなければならない。

(調停員の選出等)

第 15 条 防止委員会は、相談員を通じて被害を申し出た者から調停の申立を受けた場合は、防止委員のうちから 2 名のハラスメント調停員(以下「調停員」という。)を選

出しなければならない。この場合において、原則として、調停員には相手方の所属する学部・研究科・部署等以外の者を選出するものとする。

- 2 相談がセクシュアル・ハラスメントに関係する場合、調停員は両性で構成しなければならない。
- 3 調停員の任期は、当該事案に関する調停が終了するまでとする。
- 4 防止委員会が必要と判断した場合、調停員に弁護士などの専門家を加えることができる。

(調停の手續)

第 16 条 調停員は、直ちに調停の日時および場所を決め、調停を申し立てた者および相手方(以下「当事者」という。)に通知しなければならない。

- 2 当事者は、それぞれ調停に際して、事前に防止委員会の承認を得たうえで、助言を得るために付添人を1名つけることができる。ただし、相手方の付添人の発言は認めない。
- 3 調停の手續が開始された後、当事者は、調停員の承諾なく、当該事案に関して直接および間接に接触したり、連絡を取り合ってはならない。
- 4 当事者は、それぞれ調停に際して、誠実に真実を述べ、防止委員会の要請があれば該当する資料を提出しなければならない。
- 5 調停は、同室調停または別室調停とし、調停を申し立てた者がいずれかを選択することができる。

(調停員の遵守事項)

第 17 条 調停員は、職務を遂行するにあたり、次の事項を遵守しなければならない。

1. 当事者がハラスメントについての認識を深めることを基本とし、当事者の主体的な話し合いが円滑に進むように努め、解決策への誘導や押しつけを行わないこと。
2. 当事者の一方にくみし、もしくは一方を責めるような言動または被害のもみ消しになるような言動を行わないこと。
3. 相手方から「同意があった」との抗弁があった場合あるいは申立事実の存在を否認する場合、その有無についての証明責任を、調停を申し立てた者に一方的に負わせないこと。
4. 別室調停の場合、調停の進捗状況を適宜当事者に伝えること。

(調停員の交替または調停打切りの申出)

第 18 条 調停員に前条各号のいずれかに違反する行為があった場合、当事者は、直接または相談員を通じ、防止委員会に調停員の交替または調停の打切りを申し出ることができる。

- 2 防止委員会が調停員交替の申出を妥当と認めた場合、防止委員会は新たな調停員を選出しなければならない。

(調停の終了)

第 19 条 調停が次に掲げる事由に該当するときは、終了するものとする。

1. 当事者間で合意が成立し、合意事項が書面に記載されたとき。
2. 当事者が調停の打切りを申し出たとき。
3. 調停員が、調停開始後2カ月を経過して、当事者間の合意の成立する見込みがないと判断したとき。
- 2 前項第 2 号または第 3 号に掲げた事由により調停が終了した場合、調停員は、調停を申し立てた者に調停に替わる手続を説明しなければならない。
- 3 調停を申し立てた者が調査委員会の設置を要請した場合、調停員はその旨を直ちに防止委員会に報告しなければならない。
- 4 調停員は調停が終了したとき、調停の経過および結果を直ちに防止委員会に報告しなければならない。

第 4 章 調査委員会

(調査委員会の設置)

第 20 条 防止委員会は、次の各号に該当する場合に、ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

1. 第 8 条第 5 項および第 19 条第 3 項により要請のあった事案解決のため、防止委員会が調査の必要性を認めたとき。
2. 被害を受けたとされる者より調査の要請がなくとも、重大な事案で、防止委員会が必要と認めたとき。
- 2 防止委員会は、調査委員会を設置した場合、直ちにその旨を、調査を申し立てた者または前項第 2 号の事案において被害を受けたとされる者(以下、「調査を申し立てた者等」という。)および相手方に通知する。

(調査委員会の職務)

第 21 条 調査委員会は、次に掲げる職務を行う。

1. ハラスメントの事実関係の迅速(2カ月以内)な調査
ただし、やむを得ない事由により、調査が2カ月以内に完了する見込みがない場合、調査を申し立てた者等の承諾を得て、調査期間を延長することができる。
2. 当該事案につき事情を知る者からの事情の聴取
2 前項にかかわらず、調査委員会が、委員による調査が困難であると判断した場合、調査を申し立てた者等の了解を得て、防止委員会に対し調査の一部を外部専門機関へ委嘱するよう要請することができる。

(調査委員会の構成)

第 22 条 調査委員会は、次の者をもって構成する。ただし、調査委員会委員には、相談員を兼任させてはならない。

1. 専任教職員4名
2. 弁護士1名

2 前項第1号の委員は当該事案がセクシュアル・ハラスメントに関係する場合は両性で構成し、原則として、相手方の所属する学部・研究科・部署等以外の者を任命する。

3 委員は、学長または事務局長の推薦に基づき、防止委員会の議を経て、理事長が任命する。ただし、第1項第2号の委員は、防止委員会が必要と判断した場合に置くものとし、理事長に上申する。

(調査委員会委員長等)

第23条 調査委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により選出する。

2 委員に欠員が生じたときは、理事長は新たな委員を任命しなければならない。

(調査委員会の運営)

第24条 委員長は調査委員会を招集し、その議長となる。

2 調査委員会は、委員3名以上の出席をもって成立し、議事は委員長および出席する委員の過半数の賛成をもって決する。ただし、可否同数の場合は、委員長がこれを決する。

3 委員長は、必要がある場合には、委員会の承認を得たうえで、委員以外の者に出席を求めることができる。

(調査の手續)

第25条 調査委員会は、直ちに調査の日時および場所を決め、調査を申し立てた者等および相手方(以下「調査当事者」という。)に通知しなければならない。

2 調査当事者は、それぞれ調査に際して、事前に調査委員会の承認を得たうえで、助言を得るために付添人を1名つけることができる。ただし、相手方の付添人の発言は認めない。

3 調査当事者は、それぞれ調査に際して、誠実に真実を述べ、調査委員会の要請があれば該当する資料を提出しなければならない。

(調査委員会委員遵守事項)

第26条 調査委員会委員は、職務を遂行するにあたり、次の事項を遵守しなければならない。

1. 調査に際して、調査当事者の一方にくみしたり、被害をもみ消したり、または証言を誘導したりするような言動を行わないこと。

2. 相手方から「同意があった」との抗弁があった場合あるいは申立事実の存在を否認する場合、調査を申し立てた者等にその有無についての証明責任を一方的に負わせないこと。

(調査委員会委員の交替の申出)

第27条 調査委員会委員に前条各号のいずれかに違反する行為があった場合、調査当事者は1回に限り、防止委員会に対し当該委員の交替を申し出ることができる。

2 防止委員会が申出を妥当と認めた場合、防止委員会は、理事長に対し調査委員の交替を要請しなければならない。

(調査の終了)

第 28 条 調査が次に掲げる事由に該当するときは、終了するものとする。

1. 調査委員会の調査が終了したとき。
2. 2カ月以内に調査が完了せず、相当期間を延長しても調査が完了する見込みがない場合で、調査委員会が、調査の終了について調査を申し立てた者等から承諾を得たとき。
- 2 調査が終了したときは、調査委員会委員長は、直ちに調査結果を防止委員会に報告する。

(調査委員会の報告に基づく措置)

第 29 条 防止委員会は、調査委員会よりの報告に基づき、調査を申し立てた者等に対する救済措置および相手方に対する処分等の提言内容を決定する。

- 2 防止委員長は、調査結果と救済措置および処分等の提言内容を、理事長に報告するとともに、調査当事者の身分・所属に従って、学長または事務局長に報告する。
- 3 防止委員長は、調査結果と救済措置および処分等の提言内容を、調査当事者に通知する。

(防止委員会からの報告に基づく措置)

第 30 条 防止委員会から調査を申し立てた者等に対する救済措置の提言を受けた学長または事務局長は、直ちに必要な救済措置を講ずる。

- 2 防止委員会から相手方に対する処分等の提言について報告を受けた学長または事務局長は、対象者の身分・所属に従って、直ちに必要な手続きを開始する。
- 3 理事長は、学長または事務局長と協議し、対象者のプライバシーを尊重したうえで、当該事案の経過と処分結果を公表することがある。

第 5 章 留意事項

(不利益取扱の禁止)

第 31 条 機関の長その他の教職員等は、ハラスメントの相談・申立および調査等への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取り扱いをしてはならない。

(守秘義務)

第 32 条 相談員その他当該事案に関与した者は、任期中および退任後においても、職務上知り得た関係者のプライバシーに関する事項を、正当な理由なく他に漏らしたり、私事に利用してはならない。

(遵守事項)

第 33 条 相談員その他当該事案に関与した者は、被害を申し立てた者が再びハラスメントの対象となることや、いやがらせ等を受けることがないように、二次被害の防止については十分に配慮をしなければならない。

2 相談員その他当該事案に関与した者は、被害を申し出た者を批判したり、相手方にくみするなど、被害を申し立てた者にとって不快で敵対的な言動等をとってはならない。

(虚偽の申立・証言の禁止)

第 34 条 ハラスメントの相談および調査における聴取において、虚偽の申立や証言をしてはならない。

(異議申立)

第 35 条 ハラスメントの相談や申立を行った者および相手方が、緊急対応、調停、調査の結果等について不服がある場合は、防止委員会に対して異議を申し出ることができる。

2 防止委員会は、異議申立の趣旨を検討し、妥当と認めた場合には、緊急対応、調停または調査をやり直すことができる。

第 6 章 雑則

(規程の準用)

第 36 条 この規程に定めのない事項については、防止委員会の議を経て定める指針(ハラスメント防止のためのガイドライン)を準用する。

(事務)

第 37 条 この規程に関する事務は総務課が行う。

2 前項にかかわらず事案の性質や内容により、関連部署が協力して事務を分担することとする。

(改廃)

第 38 条 この規程の改廃は、防止委員会の発議により、大学評議会の議を経て、常務理事会が行う。

付 則

この規程は、2014(平成 26)年 10 月 1 日から施行する。(この規程の制定に伴い、「セクシュアル・ハラスメントの防止と解決に関する規程」(2000 年(平成 12)年 2 月 22 日制定)、「セクシュアル・ハラスメント相談員の活動に関する規程」(平成 12 年 3 月 14 日制定)、「セクシュアル・ハラスメント調査委員会規程」(2003 年(平成 15 年)3 月 11 日制定)および「セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程」(2004 年(平成 16)年 2 月 17 日制定)を廃止する。)

この規程は、2015(平成 27)年 7 月 28 日から改訂施行する。